

幼保連携型認定こども園 五丁こども園

運営の基本理念・教育保育方針

基本理念

五丁こども園は、雄大な自然を背景として優しさと豊かな心を持つたくましい子どもを育むために、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、教育・保育を提供します。



教育保育方針

- ・生（命）への畏敬の念を持ち、生あるものすべてのものを大切にする心を育てます。
- ・集団生活の中から、ルールと協調性が身につくように養育します。
- ・集団生活における個性を尊重し、元気とやる気を育てます。
- ・食事（食物）の重要性を知らせ、健全な心身の発達の育ちを助けます。
- ・人・地域・自然とふれあい、様々な体験を通し、自ら考え行動できる力を伸ばします。
- ・伝承行事や遊びを通し、たくましく生きる力と工夫の習得を目指します。

1. 思いやりのある心

園はこども達にとって、生まれて初めて知る社会である。互いの主義主張を示しながらも、共同生活する上でのルールを守り、思いやりのある心を持ちながら、協調性を身に付けて立派な社会人となっていく。

2. 健康な身体

何かをしようという意欲や、取り組むことについては気力と体力が一致して初めて、やり遂げていくことが出来る。何より健康な身体が大切である。

3. 自主性のある行動

ケガや事故から身を守り、とっさの状況判断が出来ることは生きていく上で必要不可欠のものである。自然とのふれ合いや、園での生活の中で基本的な生活習慣を身につけ、自主性のある行動がとれる逞しさを持てるよう養育する。

※本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。

1. 五丁こども園の概要

- | | |
|---------------|--|
| ○ 名 称 | 五丁こども園 |
| ○ 所 在 地 | 〒861-5535 熊本市北区貢町66-1 |
| ○ 電 話 番 号 | (代表) 096-351-5000 |
| ○ 経 営 主 体 | |
| 設 置 法 人 | 社会福祉法人 <small>さんせい</small> 山清福祉会 |
| 理 事 長 | 山崎恒雄 |
| 園 長 | 山崎雄三 |
| ○ 事 業 内 容 | |
| 認 定 こ ど も 園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき設置する幼保連携型認定こども園 |
| 地域子育て支援事業 | 施設内1階 子育て支援室にて実施 |
| 延長保育促進事業 | ・ 7時15分～7時30分
・ 18時30分～19時00分 ※土曜日を除く |
| ○ 開 設 年 月 日 | 平成28年4月1日 |
| ○ 定 員 及 び 対 象 | |
| 定 員 | 105名（1号認定15名 2号認定57名 3号認定33名） |
| 対 象 | 生後4ヶ月から小学校就学前の児童 |

2. 提供する教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。なお、園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するよう配慮します。

○ 特定教育・保育

《特色》

- ・朝の体操 健康な身体作りのために毎朝行っています。(対象：乳児を除く全園児)
- ・低添加物の食事作り 身体の中からの健康づくり。(対象：全園児)
- ・季節の野菜作りを体験しています。(対象年齢：3・4・5歳)
- ・体操服(対象年齢：3～5歳)
- ・外部講師による各分野の専門的な指導。

体育指導 (トヨタ体育教室)

対象年齢4・5歳



英会話指導(コンラッド英会話教室)

対象年齢 5歳

和太鼓指導(園長・担任)

対象年齢 5歳



《教育・保育形態》

- ・各年齢によるクラス編成を行っていますが、入園児の人数などによっては部分的な縦割り教育・保育を行う場合があります。また、教育・保育内容などにより、縦割りのクラス編成にて保育を行う場合があります。
- ・担任制(年度ごとに交代)を行っていますが、勤務形態や研修及びその他の理由により担任以外の保育教諭が当日の保育を行う場合があります。

- ・3歳児配置基準を15人の園児に対し、職員1名配置としています。
- ・早朝・夕方及び土曜日又は災害などの場合は通常のクラスでの教育・保育とは異なる場合があります。

○ 食事の提供



- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・アレルギー対応（要診断）を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。※なお、全てのアレルギー対応食に対応できるわけではありません。

《提供時間》

	提供日	午前間食	昼食	午後間食
0・1歳児	月～土曜日	9時00分頃	11時00分頃	15時00分頃
2歳児	月～土曜日		11時20分頃	15時00分頃
3歳以上児 (1号認定)	月～土曜日		11時30分頃	15時00分頃 (預かり保育利用)
3歳以上児 (2号認定)	月～土曜日		11時30分頃	15時00分頃

○ 子育て支援事業

本園では子育て支援事業として、次に掲げる事業を実施しています。

・園庭開放

実施曜日：原則として、月～金曜日、実施時間： 9時30分～12時30分

・育児相談

実施曜日：原則として、月～金曜日、実施時間： 9時00分～17時00分

・就園・利用者支援に係る相談

実施曜日：原則として、月～金曜日、実施時間： 9時00分～17時00分

・保育サポート（教育・保育の各種制度の紹介や助言等）

実施曜日：原則として、月～金曜日、実施時間： 9時00分～17時00分

○ 延長保育・一時預かり

- ・2号・3号認定こどもの、通常利用時間外の延長保育を実施しています。
- ・1号認定こどもの、通常利用時間外及び長期休業日等の預かり保育を実施しています。

※利用時間及び利用料は5ページ以降をご覧ください。

○ 週間予定（外部講師及びその他）

月曜日

火曜日 誕生会（1回／月）

水曜日 英語指導（約2回／月）

木曜日

金曜日 体育指導（約4回／月）

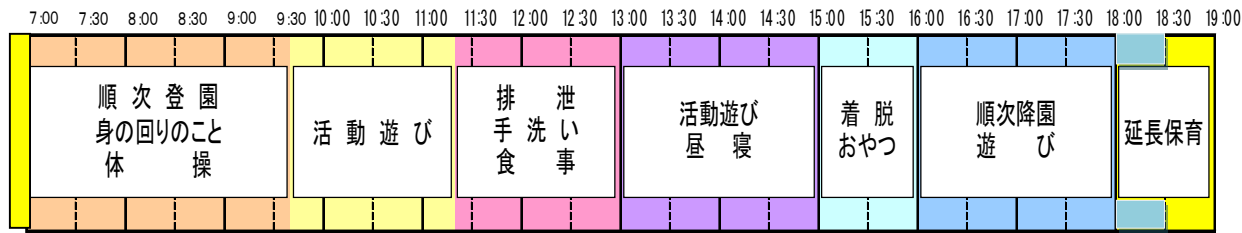
土曜日

※園行事及び講師などの都合により変更する場合があります。



○ 保育スケジュール（一日） 2・3号 標準時間認定

園の一日



- ・各年齢又は行事などにより活動内容に違いがあります。
- ・上記はあくまでも標準時間認定の例です。短時間認定の場合はこの限りではございません。
- ・1号認定として利用される場合は、この限りではございません。
- ・土曜日、18:30以降の延長保育の設定はございません。

《施設及び設備》

敷地及び園舎

敷地	敷地全体	1323.56㎡
	園庭	609.34㎡
園舎	構造	2階建 RC造 2015年築
	延べ床面積	761.44㎡

・主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児・ほふく室	1室	88.65㎡	エアコン・床暖房完備
保育室	5室	323.79㎡	エアコン・床暖房完備
調理室	1室	23.484㎡	オゾンによる殺菌システム導入

3. 職員について

○ 職種、員数及び職務の内容

職種	人員	職務の内容
園長	1人	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
副園長（教頭）	1人	園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
主幹保育教諭	1人	園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
指導保育教諭	2人	園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭	適当人	教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
正看護師	1人	園児の健康管理への助言・指導をつかさどる。
調理員等	4人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の

職員を常に配置しています。

※上記表以外に専門リーダー職配置などがあります。詳細は、掲示板の職員紹介に記載しています。

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

4. 教育・保育を行う日・時間

○ 通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日
1号認定	月～金曜日 午前8：30 ～午後2：00	・春季休業 4月1日から入園式の前日まで ・夏季休業 8月1日から31日まで ・冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで ・学年末休業 3月30日から3月31日まで ・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日）
2号認定及び 3号認定 （標準時間）	月～土曜日 午前7：30 ～午後6：30	・年末年始（12月29日から1月3日） ・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日） ・日曜日
2号認定及び 3号認定 （短時間）	月～土曜日 午前8：15 ～午後4：15	

※教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、休業日に教育・保育を行う場合があります。

※非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。

○ 延長及び一時預かり事業

利用区分	利用時間	利用料
1号認定	月曜～金曜日までの午前7：30～午後5：00未満の間の1号認定通常利用時間を除いた時間	1000円（月額）
	土曜日の午前7：30～午後5：00未満	1000円（日額）
	月曜～土曜日までの午前7：30～午前8：30、及び午後5：00～午後6：30未満	100円（30分あたり）
	春季休業期間（4月1日から入園式前日）における月曜～土曜日までの午前7：30～午後5：00未満	500円（日額）
	夏季休業期間（8月1日から31日）における月曜～土曜日の午前7：30～午後5：00未満	500円（日額）
	学年末休業（3月30日から31日）における月曜～土曜日の午前7：30～午後5：00未満	500円（日額）
1号認定 （新2号）	月曜～金曜日までの午前7：30～午後6：00未満の間の1号認定通常利用時間を除いた時間	4000円（月額）
	土曜日の午前7：30～午後5：00未満	1000円（日額）

	午後6：00～午後6：30 未満	100円（30分あたり）
	春季休業期間（4月1日から入園式前日）における月曜～土曜日までの午前7：30～午後5：00未満	500円（日額）
	夏季休業期間（8月1日から31日）における月曜～土曜日の午前7：30～午後6：00未満	500円（日額）
	学年末休業（3月30日から31日）における月曜～土曜日の午前7：30～午後6：00未満	500円（日額）

○ 延長保育事業

利用区分	利用時間	利用料
全ての区分	午前7：15～午前7：30 未満	100円（15分あたり）
1号認定	午後5：00～午後6：30 未満	100円（30分あたり）
1号認定(新2号)	午後6：00～午後6：30 未満	100円（30分あたり）
保育標準時間	午後6：30～午後7：00 未満 ※土曜日のみ延長保育事業設定なし	100円（30分あたり）
保育短時間	午前7：30～午前8：15 未満 午後4：15～午後7：00 未満 ※土曜日のみ午後6時30分以降延長設定なし	100円（30分あたり）
標準・短時間認定	午後7：00～午後7：10 未満	100円（10分あたり）
全ての区分 ※下記参照	（標準・短時間）午後7：10～ （1号認定） 午後6：30～	200円（10分あたり）

※突発的な理由により、当園の定める延長保育事業時間を越えて預ける必要性が発生した場合に、事前に当園へ相談していただき、許可を得たのちに利用できます。（料金は園則参照）ただし、当該事業を日常的に利用する場合は、この対象とはなりません。

5. 保育料等

○ 利用者負担（基本保育料）

毎月の基本保育料は以下のとおりとします。

- ・金額 居住地の市町村が収入に応じて定める額
- ・支払方法 口座振替
- ・引落日 毎月26日（土日祝日の場合は、翌営業日）
ただし、3月は13日（土日祝日の場合は、翌営業日）

○ 実費徴収額につきましては、別紙「実費徴収額」をご確認ください。

○ 滞納があった場合の取扱について

保育料等の支払について、何らかの理由で口座から保育料などの引き落としが出来なかった場合、園より保護者様に督促状を発行いたします。口座振替日より2ヶ月分以上滞納となった場合には、保護者様に支払いの予定確認を行うとともに、状況を踏まえた上で連帯保証人様へ請求となる場合があります。また、万が一、保護者様・連帯保証人様からお支払がなく、口座振替日より起算して3ヶ月分以上の滞納となった場合には、過去のお支払状況等を考慮し、本園の判断により退園とさせていただく場合があります。退園された後も滞納分の請求は継続となります。

6. 利用定員

○ 年齢別利用定員

利用区分	0歳 (さくらんぼ)	1歳 (いちご)	2歳 (れもん)	3歳 (ちゅうりっぷ)	4歳 (すみれ)	5歳 (ひまわり)	計
1号認定				5名	5名	5名	15名
2号認定				17名	20名	20名	57名
3号認定	9名	10名	14名				33名

○ 学級編制

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、次のとおり、学級を編制します。

- ・1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- ・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。
- ・各学級には、保育教諭を1人以上配置する。

7. 利用の開始及び修了に関する事項

○ 入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・1号認定：本園に直接、お申込ください。定員を超える利用希望がある場合には、本園の定める方法により選考を行います。
- ・2号・3号認定：「熊本市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼事業所新規入所申込書（児童台帳）」に必要事項を記載し、就労証明書等を添付のうえ、熊本市が定める期限までに本園に提出してください。熊本市の利用調整により、入園が決定しますので、入園できない場合があります。
- ・入園が決定した場合には、本園との利用契約を締結していただきます。

○ 退園・転園・休園

- ・退園を希望する場合は、退園日の3週間前までに、退園届を提出してください。
- ・転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・2号・3号認定子どもの休園に際しては、原則、熊本市が定める期間（およそ1ヶ月程度）までとし、事前の届出が必要です。
- ・園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には登園許可書の提出が必要となります。

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校就学の始期に達したとき。
- ・児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 緊急時の対応及び非常災害対策

○ 緊急時の対応

管轄警察署	熊本市北警察署川上交番
病院	亀川ひかるクリニック 熊本県熊本市中央区帯山3丁目54-37

対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。
一斉連絡方法	・メール配信。 ・台風等の天災等時の受け入れ態勢などをホームページで公開。
本園の対策	・防犯カメラ（園外） 7 台 ・AED設置 ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施 ・不審者の侵入防止対策として7：15～16：30までは通用門の上部を施錠してください。なお、16：30以降の通用門は完全施錠いたしますので、お迎えは事務所横玄関からお願いします。 ・アルソック非常ボタン各室設置

○ 非常災害対策

消防計画	届出先 熊本中央区消防署			
	防火管理者	山崎 雄三		
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。			
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器			
避難場所	第1 避難	園庭	第2 避難	本園駐車場
園児の引渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。			

○ 病気・ケガなどにおける対応

ア. 園が行うこと

- ・教育・保育時間中における熱などによる体調不良の場合は、平熱＋1℃又は嘔吐やその他症状を判断し、緊急連絡先に電話連絡を行い適当な対応を検討いたします。
- ・教育・保育時間中における軽度のケガは処置（洗浄・消毒・シブなど）後、様子観察にて対応します。
- ・看護師や管理者などの判断により早急な医療機関での対応が必要と思われる場合は、受診または消防署に連絡し対応をお願いするとともに、緊急連絡先へ連絡します。
- ・体調不良の状態であると園が判断した場合、当日の受け入れを行わない場合があります。
- ・緊急受診以降は保護者の方々での通院・処置をお願いいたします。



イ. 保護者が行うこと

- ・0. 1. 2歳児は毎朝検温し連絡帳の家庭よりの欄へ記入してください。園よりの欄は園での様子や連絡事項を記入していますので、必ず見てください。
- ・前日や当日朝からの体調不良の状態や身体の変化及び与薬の事実がありましたら、緊急時対応の際に状況把握が必要となりますので必ず職員に登園時に伝えてください。
- ・軽微な食物アレルギーがあり、園生活において管理や配慮が必要な園児においては、主治医の方から園指定の「園生活管理指導表」を記入していただいたのち、園へ提出していただきます。
その上で保護者の方と面談し、アレルギー除去食の対応を行っていきます。なお、「園生活管理指導表」は、年1回以上の見直しをお願いします。
- ・乳幼児のアレルギーは成長に伴って改善していく場合があります。定期的な診察を受け、アレルギーの原因食物が食べられるようになった場合は、保護者の方に園指定の「除去解除申請書」を提出していただいたのち、アレルギー食解除といたします。
- ・新型インフルエンザなど、一部の病気での登園再開時期について、病院から指示のあった期間と別に、熊本市保育幼稚園課より期間の指定された場合は後者を優先いたします。

○ 薬について

- ・医師の登園許可後の薬の服用については、取扱や量・種類の間違いなど大きな問題を引き起こしますので、行っていません。薬の服用回数を医師に相談していただくか保護者の方にその都度服用させていただきますようお願いいたします。
- ・小児慢性疾患などの長期服用の薬は、医師の指示をもとに園指定の与薬依頼書と薬の説明書を添えて提出し、園の許可を受けた後、保育教諭に1日分ずつ手渡しで預けてください。
※過去の疾病等において医師より処方された薬のお預かりはできません。
- ・特定の疾患につきましては、通院治療が終わりましたら意見書（登園許可：別紙参照）のご提出をお願いいたします。登園許可証がない場合は、当日の保育は受けられない場合があります。



○ 感染症などの予防における対応

ア. 集団感染予防のために

- ・園では、「対応マニュアル：保育保健における感染の手引き 日本保育園保健協議会」や「保育所における感染症対策ガイドライン」を基本に「学校保健安全法」の基準も踏まえ対応いたします。
- ・伝染病（法定伝染病及び眼病・はしか・風疹・水痘・インフルエンザなど）や寄生虫（頭ジラミなど）は病院での診断を受けたあと早期に園に伝えるとともに、主治医の指示に従って早期治療早期回復を心がけてください。また、登園時期についても主治医の指示に従ってください。
- ・病気によっては医師が発行する「意見書」、または、保護者が記入する「登園届」の提出をお願いいたします。こども園は集団生活の場ですので、感染症など種類によっては急速に拡大し、安全な保育環境の確保が難しくなる場合があります。特に抵抗力が弱く、疾病の際に重症化しやすい乳幼児を多くお預かりしている施設ですので、皆様のご協力をお願いいたします。病院にかかる際に意見書もご持参頂き、その内容に該当する病気であった場合には、医師による登園の判断をご確認ください。

五丁こども園ホームページに「病院にかかるときは」というページも準備しております。こちらからも「意見書」のダウンロードが可能な事に加え、P10の「薬の処方」についても、病院へお願いする内容をまとめたものが、ダウンロードできます。

- ・家庭と園との相互理解・努力により感染の拡大防止に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

イ. 園内において病的要因が疑われる嘔吐・下痢などの場合

- ・汚れた衣服はビニールに入れお返しいたしますので、園よりお渡しする「汚れた衣服などの消毒方法」を基にご家庭で洗濯・消毒をお願いいたします。（園内で洗浄すると汚物が飛び散る可能性が高く、乾燥した後ウイルスが飛沫し、二次感染源になる可能性があるためです。）
- ・床などが汚れた場合は、塩素系消毒液でふき取った後換気や空気清浄機などを利用しながら飛沫感染の予防に努めます。

9. 要望・相談・苦情等の受付

- 本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相談窓口	・受付担当者	田中 里沙
	・解決責任者	山崎 雄三
	・ご利用時間	8：30～17：30（月～金）
	・電話番号	096-351-5000
	・FAX	096-351-0505
	※ 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	

第三者委員	村上義継	電話番号 090-3078-6617
		役職・肩書等 (社福) 山清福祉会 監事
	塚本義継	電話番号 096-380-2651
		役職・肩書等 元 ひむき保育園 園長

※本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。



10. 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

○ 本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を速やかに行います。

保険の会社	日本スポーツ振興センター	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の種類	災害共済給付	園賠償責任保険	PTA 団体傷害保険
加入金額	一人 240 円(年額)	0 円(こども園負担)	一世帯 70 円(年額)
保険の内容	医療費、障害見舞金 又は死亡見舞金	医療費、障害見舞金 又は死亡見舞金	医療費、入院費、 死亡見舞金
保険金額	負傷・疾病 医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が 500 点(5,000 円)以上のもので、医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている)に、「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額 障害見舞金 82 万円～3,770 万円	支払限度額 (施設：対人賠償) 1 名 2 億/1 事故 10 億 (施設：対物賠償) 1 事故 200 万円 (生産物：対人賠償) 1 名 2 億/1 事故 10 億 (生産物：対物賠償) 1 事故 200 万円 ※上記金額はあくまで最高金額です。保険会社の判断により、支給の有無及び、支給額に変動があります。	PTA 主催、または、園と共催のイベント等における園児と同居家族のケガ等の保障 (園児本人は除く) 通院 1,200 円(日額) 入院 2,000 円(日額) 死亡 1,335,000 円

11. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

○ 園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の利用者負担額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

12. 園生活に必要な所持品・用品類について (すべての物に記名をお願いします)

○ 服装

- ・洋服は活動しやすいもの、着脱しやすいもの、吸湿性の高いものが良いです。
- ・タイツ・ロングスカート・つりズボン、用便の自立を妨げ、特にロングスカートやフード付の上着は安全上及び衛生上から着用させないでください。
- ・活動時には体操服を(体育指導時は必ず)着用とします。
- ・冬場の体操服(トレーナータイプ)は園推奨以外のもので着用可能なものもあります。担任にご

相談ください。

- 体操服の背中にゼッケン（記名は下の名前 例： たろう 等）をつけてください。
- 履物は運動靴です。

○ 毎日持ってくるもの

- 0～2歳児

連絡帳 ・ その他(年齢や成長段階に応じて準備物が変わる為、準備物は職員がご説明いたします)

- 3～5歳児

出席ノート・箸・箸箱・白ご飯・手拭用タオル・体操服（3・4・5歳児）・その他

※白ご飯を忘れた場合、園では準備できません。

○ 園に置いておくもの

- ふとん一組（カバーは、ふとんがすっぽり入るようにしてください）

季節や身体の状態などを勘案し、家庭で調節して持って来てください。

※リース布団をご利用の場合は、お子様の状況に合わせてバスタオルなどをご準備下さい。

※上記は基本的に金曜又は土曜日に持ち帰り洗濯・洗浄していただきますが、夏場などはこまめに洗濯・洗浄してください。ふとんカバーはご家庭で装着してください。敷ふとんは1～2週間に1度はご家庭で干してください。

※頭シラミなどが流行した場合、状況等を踏まえて園より上記以外の対応方法についてお願いする場合があります。その都度適切なご対応をお願いします。

- オムツ及び着替え

園に必要な数を袋に入れて置いておき、使用のたびに補充してください。パンツの着替えのない場合は購入となります。



○園児の受入れ・降園について

- 登園及び降園の際は、個別の登降園管理チップをカードリーダーに読み込ませる登降園管理システム手続きを行って下さい。(園全体の利用状況等により、認定区分毎にチップを支給する範囲を判断いたします)手続きの途中で時間が過ぎ、延長保育時間等の料金が発生した場合は保育士にお声かけ下さい。専用の用紙で時間の修正を申請して頂き、記録カメラで時間を確認した上で時刻の訂正を行います。
- 登降園管理チップ支給対象に該当しない認定区分の場合、延長保育の時間帯にお子さまの保育開始、または、お迎えの場合にクラス設置してある延長保育利用表に「お子さまの氏名・保護者氏名・時間」をご記入ください。
- 教育及び保育はお子さまを保育士(保育教諭)が受け入れた時間から開始となります。登校園管理チップが支給対象のご家庭は、保育士が受入れを行った時点で保護者様が登園手続きを行って下さい。
- お迎え(降園)は、保護者様が園児をお預かりしているクラスに到着された時間で計算いたします。クラスに到着されましたら、すぐに降園手続きをお願いいたします。
- お子様を保護者様に受け渡した後のケガ、トラブルにつきましては教育・保育外となり責任を負えません。

13. 園からのお願い

○ 食事に関して

- ① 朝食を毎日しっかり食べさせてください。
- ② 「早寝・早起き・朝ご飯 みんな一緒に夕ご飯」を心がけてください。
- ③ 主食・主菜・副菜をそろえて栄養バランスを心がけてください。
- ④ 各家庭で季節にあった郷土料理や旬の食材を取り入れましょう。
- ⑤ 家庭での料理体験を通し食事の重要性を子どもに伝えてください。



○ 登園・降園に関して

- ① 送迎時や降園後の園庭遊び等の際は携帯電話のご利用は控えてください。事故防止や送迎時の連絡をスムーズに行っていく為に協力をお願いします。
- ② 教育・保育時間は、職場の勤務時間を考慮して決められています。勤務が終わった後の、買い物やその他の用事を済ませてくることが無いようにして下さい。
- ③ 欠席や登園時間が9：00以降になる場合は、9：00までに連絡してください。
- ④ 通常時間以外（早朝や居残り保育）の利用の時（早朝利用：前日まで・居残り保育：随時）は必ず連絡をしてください。
- ⑤ 通常お迎えの方以外のお迎えの場合、連絡がなければお渡しできませんのでくれぐれも事前のご連絡をお願いします。
- ⑥ 通用門扉は、子どもの飛び出し防止のためその都度閉めてください。
- ⑦ 通用門扉を出入りする際は、他の子どもが誤って園外に出てしまわないよう、ご注意ください。
- ⑧ お迎え後のお子さまのケガ・事故などのトラブルは園側では保障できません。保護者様で子どもの安全管理をお願いいたします。
- ⑨ 夕方 4 時 30 分より、お迎え時の保護者様の園への出入り口が園庭側の通用門から事務所横の玄関に切り替わります。
- ⑩ 子どもの運転による三輪車や自転車などでの通園はしないでください。
- ⑪ 子どもを車に乗せる際は、必ずチャイルドシートを使用してください。

○ お知らせ・行事等に関して

- ① クラスからのお知らせは毎月末発行の「ごちようだより」や、各クラスの掲示板へ掲載します。保護者様は必ず確認してください。電話による個別の連絡は行いません。
- ② 園への提出物は提出期限を守ってください。
- ③ 入園式・保育参観・クラス懇談会・運動会・発表会・卒園式など諸行事がありますが、どの行事も子どもにとっては、大事な節目の行事です。年間計画（日程）をお知らせしますので、出来るだけ日程の調整を行い参加して下さい。
- ④ 行事によって、駐車券を配布するなどの駐車場の利用制限がありますので、行事前に必ずご確認ください。
- ⑤ 台風等の災害時の開園状況など、全世帯への一斉の連絡が難しい場合、メール配信システムや園のホームページでお知らせすることがあります。

○ 事務手続きに関して

- ① 就労をやめられた場合や、その他の入所該当要件に変更があり入所の必要がなくなった時は、速やかに事務所へ申し出てください。（就労をやめられた場合、2ヶ月後に退園となります。また、申請内容が不明瞭な場合は直接職場に確認することがあります）
- ② 転居による住所や家族構成の変更（提出書類有）・就労場所・連絡先・形態の変更などは速やかに申し出てください。
- ③ 出産等に関わる在園期間の延長などのご相談は、区役所の保健子ども課までお願いいたします。

○ その他

- ① 子どもの成長には「保護者と一緒にすごす時間」が必要です。仕事が休みの場合は、極力家庭保育をしていただくようお願いします。有意義で快適な園生活にするためにもルールを守り、園と保護者で努力して参りましょう。
- ② 園児の染髪は、アレルギー症状発症原因の一つになる可能性があり、成長過程の大事な時期でもありますので、控えてください。
- ③ 事務所横にある各種イベント紹介パンフレット等のご自由にお持ち帰りください。
- ④ 園内は全て禁煙となっています。
- ⑤ 園内で他の利用者に対する宗教・政治・販売その他管理者が適当でないと判断する活動はご遠慮ください。
- ⑥ 「入園のしおり」は一世帯一冊の配布です。卒園まで使用してください。途中変更事項についてはその度に配布いたします。紛失等の場合、再発行は有料（100円）になります。

地球のことを考えて太陽光発電システムを導入

太陽光発電システムとは、太陽の光が当たっている限り日射量に応じて自然に電気を発生する、これからの地球環境のための発電システムです。子ども達の未来のために、園として始めた取り組みの一つです。屋根で発電した電気は、そのまま園内で消費しています。

蛍(ホタル)が舞う五丁こども園

五丁こども園の敷地と隣接の畑の間(フェンス沿い)には山からしみ出た水が流れており、そこには蛍(ホタル)が生息しています。(5月下旬～6月上旬頃の日没後に蛍が乱舞しています)この環境をずっと守っていくため、フェンス側の外灯は人感センサー式のものとし、生態系へ影響が出ないように考慮しています。

ご家族におかれましても、ゴミ等のポイ捨てなどがないようお願いいたします。

交通・駐停車マナーについて

-  駐車場から県道への道幅が狭いので、離合には思いやり、譲り合いをお願いします。
-  園舎周辺は小学生の通学路となっています。出入りの際は細心の注意をお願いします。
-  車上荒し対策として。必ずドアロックをし、荷物を車内に置いたままにしないでください。
-  事故等トラブルは園では保障できません。安全第一を心掛けてください。

カラー帽子の準備について

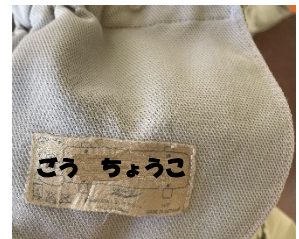
いちご組からひまわり組まで、園指定のカラー帽子を、登降園時や園庭遊び、園外保育で使します。

カラー帽子には①名前の記入 ②あご紐の長さ調整 ③ワッペン^{ワッペン}の縫い付け（希望者のみ）をお願いしています。詳細については、以下に記載している通りです。ご確認下さい。

≪例≫^{ごう}郷 ^{ちょうこ}蝶子さんの場合

①名前の記入

帽子の本体、たれの内側にあるタグにひらがなフルネームで記名して下さい。



②あご紐の長さ調整

遊んでいる際、落としたり、帽子が脱げてしまったり気にならないよう、子ども達の成長に合わせた長さ調整をお願いします。

③帽子のワッペン縫い付け（希望者のみ）

帽子の表面には名前を書く場所がない為、自分の物であると分かるようなワッペンを、たれ部分もしくは帽子本体に1つ縫い付けて頂いています。お子様が内側に書いてある名前を読める場合は、つけて頂かなくて構いません。



体操服の準備について

ちゅうりっぷ組から、毎日体操服を着用して登園して頂き、園内での活動や園外保育、行事等でも使用します。

体操服には①ゼッケンの縫い付け ②名前の記入 ③ズボンへのワッペンの縫い付け（希望者のみ）をお願いしています。詳細については、以下に記載している通りです。ご確認ください。

≪例≫^{ごう}郷 ^{ちょうこ}蝶子さんの場合

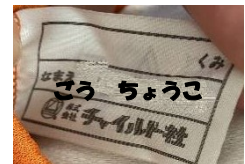
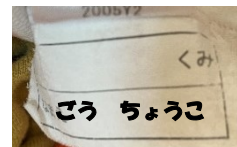
①ゼッケンの縫い付け

- ・体操服（上）の背中にのみ、縫い付けをお願いします。
- ・ゼッケンのサイズ：縦15cm×横20cm
- ・名前の記入は **大きく、ひらがなで、名前のみ**お願いしています。
（同じクラスに同名がいってしまった場合、
個別にお声掛けをし、フルネームでの記載をお願いしています）



②名前の記入

体操服（上）のゼッケン、ズボンの内側のタグにひらがなフルネームで記名して下さい。



③ズボンへのワッペンの縫い付け（希望者のみ）

ズボンには表に名前を書く場所がない為、自分の物であると分かるようなワッペンを、ズボンの前、左右どちらかに1つ縫い付けて頂いています。お子様が内側に書いてある名前を読める場合は、つけて頂かなくて構いません。



ゼッケンの大きさ見本

縦 15センチ

横
20
センチ

制服の準備について

すみれ組から着用する制服は、毎日の登降園時、園外保育、行事等で使用します。
制服には①名前の記入 ②サイズの調整 ③ワッペンの縫い付け（希望者のみ）
をお願いしています。
詳細については、以下に記載している通りです。ご確認ください。

≪例≫ ^{ごう}郷 ^{ちょうこ}蝶子さんの場合

①名前の記入

制服の内側にあるタグにひらがなフルネームで記名して下さい



②サイズの調整

お子様の成長を考えられて、少し大きめをご購入された方には、
手首がしっかりと出る長さに、**肩部分の縫い付け**をお願いしています。
園生活で安全に過ごす為、ご協力宜しくお願いします。

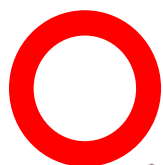
③ワッペンの縫い付け（希望者のみ）

園では、ハンガーにかけて保管します。ハンガーにかけていても一目で自分の物だと分かる
よう、**制服の内側にワッペンを1つ縫い付けて頂いております。**
行事（発表会や卒園式）等で着用しますので、表には縫い付けされないよう、お願いします



園生活における望ましい服装について

園生活に用いる服装について理想的なものをご案内致します。参考にされて下さい。



シンプルイズベスト♪



- ☆トップスは袖が長いもの
- ☆ボトムスはひざ下～足首まで長さのあるもの



- ・ 戸外活動で木等から虫が落ちてきた際に最低限肌を守る役割（虫刺されからの保護）
- ・ 脇や股、胸元等の露出を減らすことで幼児を狙う変質者に刺激を与えない役割



- ☆アウターはフードやひもがついていないもの

- ・ 遊具等に引っかかることによる怪我や事故等の危険性から守る役割



- ☆靴は運動靴（マジックテープタイプ）のもの

- ・ 着脱がしやすく、サイズにあったものを履きましょう！
- ・ 名前は見えるところに書いてください♪
- 長靴を履いてきた際は、靴も持参していただけると助かります♪
- ※終日雨天時を除く
- ※長靴では安全上の理由から、遊具には登れません

記名は大きくはっきりと！フルネーム・ひらがなで書きましょう♪



こんな服装は控えましょう！



ノースリーブや 腕を挙げた時に脇が大きく開くもの

虫刺されや変質者への刺激防止の為、
園での着用は控えましょう！



スカート付きやキュロットパンツ、 チュニックタイプ、レース生地のもの

遊具や友達の足に引っ掛かり、転倒する等、思
わぬ怪我に繋がります。また、レース生地は破
れることも考えられます。丈が短すぎると、座
った際下着が見えてしまうこともあります。



ジーンズ素材や飾り（スパンコール、ビー ズ、ボタン等）のあるもの

ジーンズ素材は硬く、自分で脱ぎ着がしづらかったり、動
きに制限がかかったりします。飾りは衣服から取れてしま
った際、乳幼児が誤食（誤飲）してしまう危険性が高い
為、着用は控えて下さい。



フードやひもがついているもの

園庭等で遊ぶ際、遊具に引っかかると首が閉まってしまう危険
性があります。

園内で使用するものは必ずフードのないものをご用意くださ
い。

※登園降園の際は、フードのあるものを着用しても構いません



サンダルやひもタイプのもの

『自分で着脱できること』『動きやすいこと』『サイズが合っ
ていること』を念頭に選びましょう！

土曜保育の利用申請について

当園では、土曜日に保育を利用される場合、給食注文の都合上、その週の木曜日までに申込書にて利用申請をして頂いております。また、人数に合わせた職員配置を行う為に利用時間の記入と、緊急連絡先に変更の有無についての記入をお願いしています。

【土曜利用申込手順】

①事務所前のカウンターでお子様のクラス用の『土曜保育利用申込書』に必要事項を記入して下さい。お子様1名につき1枚記入して下さい。

《利用申込書の例：さくらんぼ組の場合》

土曜保育利用申込書 月 日（土）分 ※毎週木曜日までに申し込んでください！

さくらんぼ組 園児名

◎利用時間 （ ： ～ ： ）

◎緊急連絡先 ・いつもと同様

・変更あり ↓連絡先を記入してください。

（ ① 父・母・祖父・祖母／会社・個人携帯・その他（ ） ）
（ ② 父・母・祖父・祖母／会社・個人携帯・その他（ ） ）

※①②に繋がらない場合は、緊急連絡簿内に記入されている職場に連絡する場合があります。

②お子さまのクラスのポストに申込書を投函して下さい。



【その他】

・木曜日に急なお休み等をされて、申し込みの記入ができなかった場合は、お電話にて承ります。また、木曜日以降に利用が決まった場合等は、個別にご相談下さい。

新入園保護者様

五丁こども園
園長 山崎雄三

五丁こども園における お子様の成長の見守り方について

ご入園おめでとうございます。

これからお子様の成長を支援し、共に園生活を過ごしていけることに大きな喜びを感じています。

園生活は、お子様にとって、社会への第一歩。大きな環境の変化となります。

幼少期は様々な事に挑戦し、失敗や成功を繰り返しながら、次第に自信をつかんでいく大切な時期です。

一つ一つの経験を通し、子ども達は試行錯誤を繰り返します。

「できない」から、少しずつ挑戦を繰り返し、考え、コツをつかみ、うまくいくポイントを理解していきます。

だからこそ、できるようになった時、お子様と職員は一緒に喜びます。

頑張ってもなかなか上手くいかない時、お子様と職員は一緒に悔しさを共有します。

そうやって、これからお子様の心に寄り添っていきたいと思います。

これから保育を行っていくにあたり、園としてお子様をどう見守り、成長に寄り添っていくのか、基本的な考え方をまとめていますので、ご一読ください。

経験を通した「育ち」

子どもの成長に必要なものは「経験」です。

子どもは毎日の生活の中で着実に「経験」を積み、自分で考え行動できるようになっていきます。

子ども達は生まれた時から「挑戦」「失敗」「成功」といった「経験」を繰り返し、少しずつ社会への適応力を会得しながら大人になります。

こども園は子どもにとって初めての社会です。集団生活の中で、出来ないことや、苦手なこと、取り組んだことのない未知の領域に挑戦しては失敗を繰り返しながら「経験」を積み、少しずつ社会で生き抜く力の基礎を会得していく場所です。

幼少期に「成功」や「成果」だけを求められ続ける環境で育った子は、小学生以降に「できない子をいじめる傾向が強くなる」という調査結果もあります。

だからこそ、子どもの失敗もしっかり評価してあげて下さい。それは子どもが社会人になる為の立派な「経験」です。

子ども同士、意見をぶつけ合う大切さ

成長の過程で子どもには自我が芽生えていき、他の子と意思疎通できなかった時子ども同士で意見のぶつかり合いは起こります。

それは、自分の思いを相手に伝える為のコミュニケーション能力が高まっていく過程で全員が経験することです。

意見のぶつかり合いは、子どもでも一時的にお互いに嫌な思いを感じます。だからこそ、相手にどの様に気持ちを伝えていくべきだったかを考え、その子なりに試行錯誤していく機会になります。

意見をぶつけ合ったということは、また一つ「経験」を積んだということです。

保育者は、意見のぶつかり合いを最初から止めることはしません。そうすることで「意見をぶつけ合う経験」を担保したいと考えています。

幼児期に経験を積むことでコミュニケーション能力を高められるよう、ある程度の意見のぶつかり合いから、その後の子ども自身の気づきを通してフォローしていくことで、子ども自身が次のステップへ一段上がる手伝いをしていきたいと考えています。

※意見の内容が一方的で理不尽な場合は早めに仲裁します。

小さなケガを通して大切な命を守る力を養う

走って転んだり、よく周りを見ず動いて壁や他の子に衝突してタンコブができたり、はさみの練習で指まで少し切ってしまったり、子どもは園生活の中で色んなケガをすることがあります。

偶発的なケガは「気を付ける力」を養い、子ども自身がより大きなケガや事故を未然に防ぎ、自分を守る為の貴重な経験となります。

「あそこは滑りやすい(つまずきやすい)から気をつけよう」「誰かとぶつからないよう、もっと周りを見よう」「(ハサミなど)気を付けて使おう」と子どもなりに実感し、考えるとても大切な経験です。

年齢が上がるにつれ、活動の内容は加速度的に活発になり、そう いったケガはよく起こるようになります。それは、活動の中で各自が自分を守る「安全な領域」を学ぶ大切な時期だからこそです。

日頃からの経験を通し「安全な領域」を考える力を養い身につけることはとても大切です。

小学生になると子どもの行動範囲は劇的に広くなり、危険にさらされます。登下校、公園、人目のない場所などで子ども達だけで遊ぶようになります。だからこそ、大人がいない場所でも、子ども自身がそれまでの経験を活かし「安全な領域」を判断できるかどうか「自分の命を守る」ことに直結してきます。

進級などに伴う子どもの様子の変化について

年度替わりの時期は、子どもが「(園に)行きたくない」と言ったり、登園直前になると泣いたりすることがあります。

それはクラスが進級し、新しい友達が入園したり、職員構成が変わったり、活動の内容が変わったりすることが、まだ人生経験の浅い幼児にとっては大きな変化と感じ、環境の変化に少しだけ気持ちが追いつかない為に不安な様子が見られることがあるためです。

保護者の方もそんなお子様の姿を見て不安になるかもしれませんが、そんな時ほど安定したリズムで登園し生活していくことで、子どもは変化に慣れ、乗り越え、自信をつけていきます。

子どもにとって変化を乗り越え、自信を持つ一環の流れは「ストレス耐性」を身に付けていく為に大切な過程です。ストレス耐性は環境の変化に適応していく能力で、集団生活の中で、他の友達と一緒に色々な経験を積む中で会得していきます。

そうして、成長のステップを上がることで「小1の壁」と言われる小学校への進学など、さらに大きな変化・環境のギャップにも適応できる力を身に付けていくことが大切です。

母の妊娠中・出産後の子どもの様子の変化について

子どもは、お母さんのお腹に新しい命が宿ったことを感じたり、出産後、赤ちゃんのお世話がとても忙しかったりする時期など、自分への関りが希薄になったように感じる時期に、精神的に不安定になることがあります。

泣くことが増えたり、いきなり怒るようになったり、園に行きたくない(お母さんと離れたくない)という感情を出したり、落ち着きがなくなったり、これまで見られなかったトラブルが増えたりといった傾向が見られることがあります。これはよく「**赤ちゃん返り**」と言われるものです。

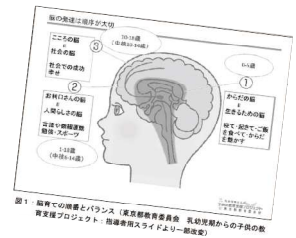
子どもからすれば自分より下に赤ちゃんが生まれることで、これまで甘えることができていた世界で一番大好きなお母さんと距離が出来てしまった様に感じ、少しだけ不安になったり、甘えたい気持ちをその子なりにガマンしたりしている状態です。

赤ちゃんの妊娠・出産を通し、子どもに少し様子の変化が見られたなら、どんな細かい事でもいいので保育者(担任)に教えてください。

ご家庭と協力しながら、赤ちゃんの誕生を子どもも楽しみに感じられるよう、心のケアに全力を尽くします！



0～2歳児の行動特徴について



乳児期から幼児期は、脳が急速に発達する段階であり、お互いが発達の途中段階である子ども同士のコミュニケーションにおいては、発達の途中段階ならではの「**かみつ**き」「**ひっか**き」「**髪をひ**っぱる」などの行動が見られるようになります。

上記行動の代表的なきっかけとして以下の理由が挙げられます。

- ・目の前にいた友達に突然興味がわいたから
- ・歯が生える時期、口がムズムズしていて衝動的になった
- ・お腹がすいていてイライラしていた
- ・おもちゃの取り合いで興奮した
- ・体調不良で機嫌が悪く、突然近くに居た友達が目に入ったから

「かみつき」「ひっかき」「髪をひっぱる」などの行動は強弱や頻度に個人差がありますが、成長段階で誰にでも現れる現象です。

ご家庭における親子の関わりの中では起こらなくても、同世代のお友達との集団生活の関わりの中で突然発生します。

園として、そういった状況が発生してしまった際は双方のご家族へ発生状況のご説明をいたします。しかし、各ご家庭へ当事者間の名前を明かすことは基本的に行いません。それは、乳幼児期における突発的な衝動行動は、発達途中の脳の特性であり、故意に特定の友達にイタズラしようとした結果ではない為です。

※子どもの成長に欠かせない友達同士のコミュニケーションを維持しつつ、上記の様な乳幼児の衝動的な行動が軽減できるよう、心落ち着ける関わり方や、環境設定などの見直しをクラスの課題として日々取り組んでいます。

子どもは体調を崩しやすいことに加え、こども園は集団生活の場なので、病気(感染症)が流行しやすい環境にあります。それぞれのご家庭でお子さまの体調の変化を気にかけて、お互いに病気が拡大しないように協力しながら園生活を送りましょう。下記は「登園させても大丈夫?」とご家庭で判断に迷った際に参考にして頂きたいチェックリスト(厚生労働省:保育所における感染症対策ガイドライン)です。あくまでも参考ですので、病状などをよく観察し、それでも判断がつかない場合は主治医にご相談をお願いします。

登園させても大丈夫?

こんなときは、登園を控えましょう

登園を控えたほうが望ましい場合

せき編

前日に発熱がなくても

- ☐ 夜間、しばしばせきのために起きる
- ☐ ゼーゼーしたり(喘鳴)呼吸困難がある
- ☐ 呼吸が速い
- ☐ 37.5℃以上の熱を伴っている
- ☐ 元気がなく、機嫌が悪い
- ☐ 食欲がなく、朝食・水分がとれない
- ☐ 少し動いただけで、せきがでる

◎気になる症状が見られるときは、医療機関を受診しましょう。



登園を控えたほうが望ましい場合

発熱編

* 発熱期間と同日の回復期間が必要です。

- ☐ 朝から37.5℃を超える熱とともに
 - ・元気がなく機嫌が悪い
 - ・食欲がなく朝食・水分がとれていない
- ☐ 24時間以内に解熱剤を使用している
- ☐ 24時間以内に38℃以上の熱がでていた
- 1歳以下の乳児の場合は上記プラス…
- ☐ 平熱より1度以上高いとき(38度以上あるとき)

◎気になる症状が見られるときは、医療機関を受診しましょう。



登園を控えたほうが望ましい場合

嘔吐編

- ☐ 24時間以内に2回以上の嘔吐がある
- ☐ 嘔吐に伴い、いつもより体温が高め
- ☐ 食欲がなく、水分もほしがらない
- ☐ 機嫌が悪く、元気がない
- ☐ 顔色が悪く、ぐったりしている

◎気になる症状が見られるときは、医療機関を受診しましょう。



登園を控えたほうが望ましい場合

下痢編

- ☐ 24時間以内に2回以上の水様便がある
- ☐ 食事や水分をとると、下痢がある(1日に4回以上の下痢)
- ☐ 下痢に伴い、体温がいつもより高い
- ☐ 朝、排尿がない

◎気になる症状が見られるときは、医療機関を受診しましょう。



登園を控えたほうが望ましい場合

発しん編

- ☐ 発熱とともに発しんがあるとき
- ☐ 今までになかった発しんがでて、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき
- ☐ □内炎のため食事や水分がとれないとき
- ☐ とびひ
 - ・顔等で、患部を覆えないとき
 - ・浸出液が多く、他児への感染のおそれがあるとき
 - ・かゆみが強く、手で患部をかいてしまうとき

◎気になる症状が見られるときは、医療機関を受診しましょう。



意見書（医師記入）

五丁こども園 園長 殿

入所児童氏名

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	麻疹（はしか）※	
☐	インフルエンザ※	
☐	風しん	
☐	水痘（水ぼうそう）	
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	
☐	結核	
☐	咽頭結膜熱（プール熱）※	アデノウイルス
☐	流行性角結膜炎	
☐	百日咳	
☐	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	
☐	急性出血性結膜炎	
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。また、**この様式ではなくとも、かかりつけ医様側の「治癒証明書」等、より安価で発行して頂ける別の書式がございましたら、そちらでも構いません。**

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」（または、治癒証明書等）をこども園に提出して下さい。

五丁こども園における意見書を必要とする感染症(厚生労働省データより抜粋↓)

感染症名	感染しやすい期間 (※)	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること (乳幼児にあっては、3 日経過していること)
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮 (かさぶた) 形成まで	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から ^{じかせんしゅ} 耳下腺腫脹後 4 日	^{じかせん} 耳下腺、 ^{がつかせん} 顎下腺、 ^{ぜつかせん} 舌下腺の ^{しゅちよう} 腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
^{いんとう} 咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、せき 咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O 157、O 26、O 11 等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については (―) としている。

登園届(保護者様記入用紙)

五丁こども園 園長 殿

児童名 _____

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

☐	溶連菌感染症
☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病
☐	伝染性紅斑(りんご病)
☐	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
☐	ヘルパンギーナ
☐	R S ウイルス感染症
☐	带状疱疹しん
☐	突発性発しん

(医療機関名) _____ (年 月 日受診)において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

①こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。他の子に病気を感染させてしまわないことを念頭に、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できる環境が維持できます。上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

②この登園届を提出した場合であっても、お子様の状態が個別対応を必要とする場合(「**通常の食事**」や「**水分**」が摂れない状態、**具合が悪く集団生活ではなく個別での静養が必要な状態、症状がぶり返した場合等**)は、受け入れをお断りするか、または(保育中に上記の状態が確認された際は)早急なお迎えを要請することがあります。予めご了承下さい。

医師の診断を受け、保護様者が登園届を記入する感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 ^{すいほう かいよう} が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐 ^{おうと} 、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(ー)としている。

主治医 様

五丁こども園 園長 山崎雄三

薬の処方についてのお願い

日頃より、大変お世話になっております。

五丁こども園では園児への与薬間違い防止の為、慢性疾患を除く薬に関しましては基本的に園では預からず、保護者様による与薬をお願いしています。

そこで、できるだけ昼間の服薬が無いような処方(朝・夕服用)等が可能であれば、よろしくお願いいたします。

また、抗生物質など1日3回の服用が必要な薬の場合、

「①(朝)登園前②(夕)降園直後③(夜)就寝前」などに服用時間をずらすことが可能であれば、保護者様へお伝えください。

お手数おかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

◎ご不明な点がありましたら、五丁こども園までご連絡下さい。

TEL096-351-5000

別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

	費目名（使途）	対象児童	金額	徴収理由及び金額の根拠
1	副食費 1号認定	（1号認定・月～金利用）	月額4,500円	白ごはん以外の給食の提供に係る費用
	副食費 2号認定	（1号認定・月～土利用）	月額4,700円	白ごはん以外の給食の提供に係る費用
2	主食費	（1・2号認定 白ごはん代）	月額 800円	白ごはんの提供に係る費用
3	月刊絵本購入費	2歳児	月額400円程度	心や想像力の成長及び親子間のコミュニケーション構築のため 1冊分
	月刊絵本購入費	3歳児	月額400円程度	心や想像力の成長及び親子間のコミュニケーション構築のため 1冊分
	月刊絵本購入費	4歳児	月額500円程度	心や想像力の成長及び親子間のコミュニケーション構築のため 1冊分
	月刊絵本購入費	5歳児	月額500円程度	心や想像力の成長及び親子間のコミュニケーション構築のため 1冊分
4	リース布団	全園児	月額 800円	布団のレンタル・2週間に一度の洗濯に係る費用
5	下着（紙）購入費	全園児	1枚 30円程度	交換用の紙おむつ・パンツがない場合に当園指定の物を使用するための費用
6	しゅっせきノート	3～5歳児	1冊400円程度	
7	しゅっせきシール	3～5歳児	1set300円程度	
8	連絡帳	0～2歳児	1冊300円程度	
9	もじとかず	5歳児	1冊500円程度	ワークブック
10	メロディオン	4・5歳児	1個5,500円程度	楽器
11	マジカルイングリッシュ	3～5歳児	1冊2,000円程度	ワークブック
12	カラー帽子（タレ付）	1～5歳児	1個1,000円程度	帽子
13	体操服	3～5歳児	1set5,000円程度	Tシャツ・半ズボン
14	ブレザー	4・5歳児	1枚7,000円程度	制服
15	体育教育費	4～5歳児	月額5円程度	体育指導講師の外部より派遣の為
16	英語教育費	5歳児	月額500円程度	英語指導講師の外部より派遣の為
17	アルバム	5歳児	1冊5,000円程度	卒園児 希望者のみ購入
18	誕生カード・写真	0～5歳児	1セット400円程度	誕生カード・誕生写真
19	おむつ処理費用	0～2歳児	年額1,200円程度	ひと月あたり100円程度 年度初め一括払い
20	バス利用料	3～5歳児	1回800円程度	バス利用時に徴収
21	タクシー利用料	3～5歳児	1回360円程度	タクシー利用時に徴収
22	年間栽培植物苗代	3～5歳児	年間250円程度	食育活動費
23	人形劇観劇	3～5歳児	1回800円	人形劇劇団公演料
24	運動会景品	0～5歳児	1,000円程度	景品購入費用として
25	発表会景品	0～5歳児	1,000円程度	景品購入費用として
26	衣装クリーニング代	3～5歳児	200円程度	発表会衣装クリーニング代として
27	五丁の集い	0～5歳児	500円程度	開催時 参加者のみ徴収
28	焼き芋会	5歳児	150円程度	芋・炭等準備料金として
29	保険代	0～5歳児	410円程度	スポーツ振興センター・PTA保険